

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年2月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1700208号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1700028号

第1 結論

昭和48年12月から昭和49年2月までの請求期間、昭和53年2月及び同年3月の請求期間並びに昭和54年3月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和48年12月から昭和49年2月まで
② 昭和53年2月及び同年3月
③ 昭和54年3月から同年5月まで

私は、時期は覚えていないが、A市役所に国民年金の加入又は納付の手続を行ったとき、過去の未納分の保険料を納付することができる特例納付の制度があると説明を受け、昭和54年又は昭和55年に同市役所で国民年金の加入手続をした際に払い出された国民年金手帳記号番号に基づき、昭和55年の春又は秋頃に、請求期間①から③までの未納となっていた8か月分の保険料をまとめて1回で納付し、未納がなくなったと言われた。納付した国民年金保険料は、1か月当たり1万2,000円ぐらいで、合計10万円ぐらいだったと記憶している。

納付した場所は、A市役所の中には金融機関が入っていなかったと思うので、同市役所のお金を扱う窓口だったと思う。

ところが、年金記録では、請求期間①から③までが未納の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年の春又は秋頃に、請求期間①から③までの国民年金保険料を特例納付制度を利用してまとめて1回で納付したと主張しているが、具体的な納付時期を覚えておらず、請求者が当該期間に係る保険料を第3回特例納付の実施期間である昭和53年7月から昭和55年6月までの期間内に納付したことを確認することができない上、請求期間③は第3回特例納付の対象期間ではないため、特例納付により納付することはできない期間である。

また、請求者は、納付した国民年金保険料は1か月当たり1万2,000円ぐらいで合計10万

円ぐらいだったと陳述しているが、第3回特例納付における1か月分の保険料は4,000円であり、請求者の記憶とは大きく相違している。

さらに、請求者は、請求期間①から③までの国民年金保険料をまとめて1回で、A市役所の窓口で、特例納付により納付したと主張しているが、制度上、市区町村では特例納付に係る保険料を収納することはできない。

加えて、請求者は、昭和54年又は昭和55年にA市役所で国民年金の加入手続をした際に払い出された国民年金手帳記号番号に基づき、請求期間①から③までの保険料を納付したと陳述しているところ、請求者のB市に係る昭和59年5月10日現在の年度別納付状況リスト及びオンライン記録によると、昭和55年4月にA市で払い出された請求者の国民年金手帳記号番号に係る請求期間①及び③は、国民年金に加入していない期間であり、昭和55年当時、国民年金保険料を納付することができない期間であったことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、請求者には、上記国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が確認できるが、C市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、同手帳記号番号は、請求者に対し昭和48年6月に払い出されていることが確認できるものの、当該払出簿の備考欄には、被保険者の居所が不明であることを意味する「不在」の表示が確認できる上、同市の同手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者の20歳到達時の資格取得日以降、同市からの住所変更及び国民年金保険料の納付に係る記録がなく、オンライン記録においても、平成9年3月31日に被保険者資格を喪失するまで、同手帳記号番号に基づく納付記録も確認できない。

このほか、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。